

さんじょうし しょう がい の ある ひと も ない ひと も とも じぶん
三 条 市 障 がい の ある 人 も ない 人 も 共 に 自分 ら し く

く
暮 ら す

じょうれい しゅし かいせつとう
た め の まち づ くり 条 例 の 趣 旨 ・ 解 説 等

さんじょうししょう 三 市障 がいのある人 一人 一人 一人 とも じぶん 一人 一人 一人 暮らすためのま

ちづくり条 例

第 1 章 総則 (第 1 条 ・ 第 2 条)

1 目的 (第 1

条)

..... 3

2 定義 (第 2

条)

..... 3

第 2 章 基本理念及び責務等 (第 3 条 - 第 5 条)

3 基本理念 (第 3

条)

..... 5

4 市の責務 (第 4

条)

..... 5

5 市民及び事業者の役割 (第 5

条)

..... 6

第 3 章 差別の解消 (第 6 条 - 第 13 条)

だい せつ さべつ きんし
第1節 差別の禁止

さべつ きんし だい
6 差別の禁止 (第6

じょう
条) 7

ごうりてきはいりよ ていきょう だい
7 合理的配慮の提供 (第7

じょう
条) 9

だい せつ さべつ じごたいおうさく
第2節 差別の事後対応策

そうだん だい
8 相談 (第8

じょう
条)
. 9

じよげんまた もうした だい
9 助言 又はあつせんの申 立て (第9

じょう
条) 10

ちょうさ だい
10 調査 (第10

じょう
条)
. 11

じよげんまた だい
11 助言 又はあつせん (第11

じょう
条) 11

かんこくおよ じじつ こうひょう だい
12 勧告 及び事実の公表 (第12

じょう
条) 12

13 ちょうせいいいんかい せっちとう だい
調整委員会の設置等 (第13

じょう
条) 12

だい しょう きょうせいしゃかい じつげん む きほんしやく だい じょう
第4章 共生社会の実現に向けた基本施策 (第14条 一

だい じょう
第20条)

14 じょうほう コミュニケーション しえん だい
情報・コミュニケーション支援 (第14

じょう
条) 13

15 しゅうちけいはつ じっし だい
周知啓発の実施 (第15

じょう
条) 13

16 しゃかいさんか そくしん だい
社会参加の促進 (第16

じょう
条) 14

17 こうりゅうきかい そうしゅつ だい
交流機会の創出 (第17

じょう
条) 14

18 しんりてきしえん だい
心理的支援 (第18

じょう
条) 14

19 にんしょう だい
認証 (第19

じょう
条)
. 15

20 ^{きょうぎかい} ^{せっち} ^{だい} 協議会の設置 (第20

^{じょう} 条)

.....15

だい しょう ざっそく
第5章 雑則

21 ^{いにん} ^{だい} 委任 (第21

^{じょう} 条)

.....15

けんとうけいか
検討経過

とう
等

.....16

^{かしょう} ^{しょう} ^{しゃ} ^{ごうりてきはいりよじょうれい} ^{じょうれいせいていけんとう}
「(仮称) 障がい者の合理的配慮条例」条例制定検討

^{いいんかいせっちようこう}
委員会設置要綱17

^{かしょう} ^{しょう} ^{しゃ} ^{ごうりてきはいりよじょうれい} ^{じょうれいせいていけんとう}
「(仮称) 障がい者の合理的配慮条例」条例制定検討

^{いいんかいいいんめいぼ}
委員会委員名簿19

だい しょう そうそく
第 1 章 総 則

もくてき
(目的)

だい じょう じょうれい ほんし さべつ かいしょう すいしん
第 1 条 この条 例 は、本市における差別の解消 の推進 に
かん きほんりねん さだ し しみんおよ じぎょうしゃ せきむ やくわり
関し基本理念を定め、市、市民及び事業者 の責務や役割 を
あき しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん
明らかにするとともに、障 害を理由とする差別の解消の推進
かん ほうりつ へいせい ねんほうりつだい ごう いか ほう だい
に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第
じょう きてい そうだんおよ ふんそう ぼうしまた かいけつ たいせい
14条 に規定する相談及び紛争の防止又は解決 のための体制
せいびなら ほうだい じょう きてい けいはつかつどう じっし かん
の整備並びに法 第 15条 に規定する啓 発 活 動 の実施に関し
ひつよう じこう さだ しょう ひと ひと とも
必要 な事項を定めることにより、障 がいのある人もない人も共
じぶん く しゃかい いか きょうせいしゃかい
に自分らしく暮らすことのできる社会（以下「共 生 社会」とい
う。）の 実 現 に寄与することを目的とする。

しゅし かいせつ
【趣旨・解説】

- もくてき じょうれい めざ しゃかい めいかく
・「目的」は、この条 例 において目指すべき社会 を明確 にし、ど
ほうこうせい しさく すいしん きてい
のような方向性で施策を推進するのを規定するものです。
- しょう ひと だい じょうだい ごう
・「障 がいのある人」とは、第 2 条 第 3 号のとおりです。

ていぎ
(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、

当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい 身体障がい、知的障がい、精神障がい、
発達障がい、難病に起因する障がいその他の心身の機能
の障がいをいう。
- (2) 社会的障壁障がいがあることにより、日常生活
又は社会生活を営む上で障壁となるような社会におけ
る事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 障がいのある人 社会的障壁により、日常生活又は
社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。
- (4) 不当な差別的取扱い 障がいのある人に対して正当な
理由なく、障がい又は障がいに関連する事由を理由として、
障がいのある人を排除すること、その権利の行使を制限する
こと、その権利を行使する際に条件を付けることその他の障
がいのある人に対して不利な取扱いをすることをいう。
- (5) 合理的配慮 障がいのある人の人格、人権及び意向を
尊重し、障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状
態に応じた社会的障壁の除去について、必要かつ適切な
措置（社会通念上その実施に伴う負担が過重になるもの

のぞ ころ
を除く。) を講 ずることをいう。

(6) 差別 不当な差別的 取扱 いをすることにより障 がいのある
ひと けんりりえき しんがい また ごうりてきはいりよ ていきょう
人の権利利益を侵害 すること又は合理的 配慮 の提供 を
しないことをいう。

(7) 事業者 市内において営利目的 であるか又は非営利目的
じぎょうしゃ しない えいりもくてき また ひえいりもくてき
であるかを問わず事業 を行 う個人及び法人 その他の団体 を
いう。

(8) 障 がいのある社会 モデル 障 がいのある人が日常 生活
しょう しゃかい しょう ひと にちじょうせいかつ
又は社会 生活 において受ける制限 は、障 がいのみ起因す
また しゃかいせいかつ う せいげん しょう きいん
るものではなく、社会的 障 壁と相対することによって生
しゃかいてきしょうへき そうたい しょう
ずるものとする考 え方 をいう。

しゆし かいせつ 【趣旨・解説】

じょうれい ようご ていぎ さだ
この条 例 における用語の定義を定めるものです。

(1) 障 がい

しょうがいしゃきほんほう しょうわ ねんほうりつだい ごう しょうがいしゃ
障 害者基本法（昭和45年法律第84号）や障 害者
さべつかいしょうほう はったつしょう せいしんしょう ふく
差別解消法では、「発達 障 がい」は精神 障 がいを含むと
されていますが、障 がいに対する理解の促進の観点から
しょう たい りかい そくしん かんてん
並列表記としました。

なんびょう にちじょうせいかつ いったい せいげん
「難病」については、日常 生活 において一定 の制限 や

せいやく しょう げんじょう ふ とくせい りかい そくしん
制約 が生 じている現状 を踏まえ、特性 への理解の促進 の
かんてん なんびょう きいん しょう へいれつひょうき
観点 から「難病 に起因する障 がい」として並列 表記 とし
ました。

しんしん きのう しょう まんせいしっかん しんしんきのう
「心身 の機能の障 がい」は、慢性 疾患 による心身 機能の
しょう てちょうしょじ うむ と はばひろ とら
障 がいのほか、手帳 所持の有無を問わず幅 広く捉えていくた
めのものです。

(2) 社会的障 壁

しょうがいしゃきほんほう しょうがいしゃさべつかいしょうほう どうよう ていぎ
障 害者基本法 や障 害者差別解消 法と同様に定義
するものです。

(3) 障 がいのある人

ほうりつとう しょう ひと だんぞくてき にちじょう
法律 等において、障 がいのある人は、断続的 に日常
せいかつまた しゃかいせいかつ そうとう せいげん う じょうたい
生活 又は社会 生活 に相当 な制限 を受ける状 態にあるも
のていぎ れい おお せいどうんよう ていぎ
のと定義される例 が多いところですが、制度運用 のための定義で
はないことから、「断続的」といった表 現を削りました。

(4) 不当な差別的 取 扱 い

しょうがいしゃさべつかいしょうほう もと さくてい しょうがい りゆう
障 害者差別解消 法に基づき策定 された「障 害を理由
さべつ かいしょう すいしん かん きほんほうしん どうし せつめい
とする差別の解消 の推進 に関する基本方針」と同旨の説明
きてい
を規定しています。

(5) 合理的 配 慮

しょうがいしゃさべつかいしょうほう しょうがいしゃ げん しゃかいてき
障 害 者 差別 解 消 法 では、「障 害 者 から現に社会的
しょうへき じょきよ ひつよう むね いし ひょうめい
障 壁 の除去 を必要 としている旨 の意思の表 明 があつた
ばあい めいかく いし ひょうじ うむ
場合」 としていますが、明確 な意思表示 の有無にかかわらず、
きゃっかんてき にんしき ばあい ふく にちじょうせいかつまた しゃかい
客 観 的 に認 識 できる場合を含め、日 常 生活 又は社会
せいかつ いとな ひつよう ごうりてき へんこうおよ ちょうせい
生活 を営 むために必要 かつ合理的 な変更 及び調 整 を
おこな うことを指します。

(6) 差別

さべつ しょうがいしゃきほんほう しょうがいしゃさべつかいしょう
「差別」については、障 害 者 基本法 や障 害 者 差別 解 消
ほう ていききてい もう なに さべつ あ
法 において定義規定は設けられていませんが、何 が差別に当たる
めいかく しょうがいしゃさべつかいしょうほう ふとう
のかを明確 にするため、障 害 者 差別 解 消 法 では、「不当な
さべつてきとりあつか およ ごうりてきはいりよ ふていきょう ごうりてきはいりよ
差別的 取 扱 い」及び「合理的 配 慮 の不 提 供 (合理的 配 慮
をしないこと)」が差別に当たると解されており、それを規定するも
のです。

(7) 事業者

しない いってい もくてき どうしゅ こうい はんぷくけいぞく
市内で一定 の目的 をもって同 種 の行為を反復 継続 して
おこな さ えいり ひえいり べつ と ひえいり かつどう
行 うものを指し、営利・非営利の別 は問いません。非営利の活動
おこな ほうじん じちかい
を行 っているNPO法人 や自治会、PTAのほか、サークルなど
ふく
も含まれます。

(8) 障 がい の社会 モデル

しょう こじん しんしんきのう こじんてき もんだい
障 がいを個人の心身機能による個人的な問題として
とら かんが かつ いがく たい しょう しゃかい
捉える考 え方 である「医学モデル」に対し、障 がい社会（モ
かんきょう じんてきかんきょうとう こじん しんしんきのう しょう
ノ、環境、人的環境等）と個人の心身機能の障 がい
あい だ しゃかいぜんたい もんだい とら かんが
相まって作り出される社会全体の問題として捉える考 え
かつ しゃかい きょう しょう がいねん いがく
方を「社会モデル」といい、今日の障 がい概念は医学モデ
るからしゃかい モデルにへんか することをふ かんが かつ
きてい
規定するものです。

だい しょう きほんりねんおよ せきむとう
第 2 章 基本理念及び責務等

きほんりねん
(基本理念)

だい じょう じょうれい さべつ かいしょう つぎ かか じこう
第 3 条 この条 例 による差別の解 消 は、次 に掲げる事項を

きほんりねん すいしん
基本理念として推進 するものとする。

(1) しみん しょう うむ ひと きほんてきじんけん
市民は、障 がいの有無にかかわらず、等しく基本的 人権 を

きょうゆう こじん そんちょう ちいき じりつ せいかつ いとな
享 有 する個人として尊重 され、地域で自立した生活 を営

けんり ほしょう
む権利が保障 されること。

(2) しょう ひと しゃかい こうせい いちいん しゃかい
障 がいのある人は、社会 を構成 する一員 として社会 、

けいざい ぶんか た ぶんや かつどう さんか きかい かくほ
経済 、文化その他あらゆる分野の活動 に参加する機会が確保さ

れること。

(3) し しみんおよ じぎょうしゃ しょう ひと い およ お
市、市民及び事業者 は、障がいのある人の生きづらさ及び想

りかい ごうりてきはいりよ せきむ
(おも)いを理解し、合理的 配慮 をするよう、それぞれの責務や

やくわり は
役割 を果たすこと。

(4) しょう ひと しょう くわ せいべつ ねんれい
障 がいのある人は、障 がいがあることに加え、性別 、年齢

た よういん とく こんなん じょうきょう お ばあい
その他の要因 により特に困難 な状況 に置かれている場合に

は、その状 況 に応じた適切 な配慮 がなされること。

(5) しょう ひと かのう かぎ げんご しゅわ ふく た
障 がいのある人は、可能な限り、言語 (手話を含む。) その他

いし そつう しゅだんお じょうほう しゅとくまた りよう
の意思疎通のための手段 及び情 報 の取得 又は利用のための

しゅだん せんたく きかい かくほ いし けつてい
手段 についての選択 の機会が確保されるとともに、意思決定 を

おこな うことが困難 な場合には必要 な支援が受けられること。

(6) 差別の解消 は、障 がい及び障 がいのある人 に対する
誤解、偏見 その他理解の不足の解消 が重 要 であることに
鑑 み、多様な人々 により地域社会 が構成 されているという
基本認識 の下 に、市民及び事業者 が相互理解を進め、障 が
い、障 がいのある人 及び障 がいのある社会 モデルに関する理解を
深めることを基本として推進 すること。

(7) 災害 時において障 がいのある人 の安全 を確保するため、
地域における災害 時の支援体制 の整備及び災害 時における
適切 な支援活動 が行 われること。

【趣旨・解説】

・障 がいと理由とする差別をなくすための前提 となる考 え方 に
ついて規定するものです。

・障 害者基本法 を参考 に、全ての障 がいのある人が、差別を
受けることなく、地域社会 において自立した生活 を送ることを
基本とすることを規定しています。

・(4)の「その他の要因 」には、国籍 、人種 、貧困 、虐待 など
が含まれます。

し せきむ
(市の責務)

だい じょう し きほんりねん さべつ かいしょう すいしん
第4条 市は、基本理念にのっとり、差別の解消を推進すると
ともに、きょうせいしゃかい じつげん しさく すいしん
共生社会を実現するための施策を推進しなければな
らない。

し ぜんこう しさく すいしん ひつよう ざいせいじょう そち こう
2 市は、前項の施策の推進に必要な財政上の措置を講ずる
つと
よう努めるものとする。

しゅし かいせつ
【趣旨・解説】

し ちほうじちほう だい じょう だい こう ふつうちほうこうきょう
・「市」とは、地方自治法第1条の3第2項の普通地方公共
だんたい し さ
団体としての市を指します。

きょうせいしゃかい じつげん しさく だい しょう きてい
・共生社会を実現するための施策については、第4章に規定
きほんしさく さ
する基本施策を指します。

しみんおよ じぎょうしゃ やくわり
(市民及び事業者の役割)

だい じょう しみんおよ じぎょうしゃ しょう しょう ひとおよ
第5条 市民及び事業者は、障がい、障がいのある人及び
しょう しゃかい かん りかい ふか さべつ
障がいの社会モデルに関する理解を深めるとともに、差別を
かいしょう とりくみ し いったい おこな つと
解消する取組を市と一体となつて行うよう努めるものとする

る。

2 市民及び事業者は、障がいのある人の生きづらさ及び想いを理解し、障がいのある人との交流を深めるよう努めるものとする。

【趣旨・解説】

- ・障がいを理由とする差別の解消は、障がいのある人が生活するあらゆる場面で必要な視点であり、市民や事業者からの理解や協力が必要不可欠なことから、そのための役割を規定するものです。なお、条例の規定により強制的に取り組むべきものではなく、市民の自発性により行われるべきであるという考えから、努力義務として定めています。
- ・「市民」には、障がいのある人と障がいのない人の両方が含まれます。

だい しょう さべつ かいしょう
第 3 章 差別の解消

だい せつ さべつ きんし
第 1 節 差別の禁止

さべつ きんし
(差別の禁止)

だい じょう なんびと さべつ
第 6 条 何人 も、差別をしてはならない。

2 市又は事業者は、障がいのある人に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 福祉サービスを提供する場合において行う次に掲げる行為

ア 福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、障がいのある人の意思に反して、入所施設における生活を強制すること。

イ 正当な理由なく、福祉サービスの提供を拒否し、又は制限すること。

(2) 医療を提供する場合において行う次に掲げる行為

ア 法令に特別の定めがある場合を除き、障がいのある人の意思に反して長期間の入院その他の医療を受けることを強制し、又は隔離すること。

イ 正当な理由なく、医療の提供を拒否し、又は制限すること。

と。

- (3) 商品しょうひん の販売はんばい またはサービスていきょう の提供ばあい をする場合において、
正当せいとう な理由りゆう なく、商品しょうひん の販売はんばい またはサービスていきょう の提供きよひ を拒否まし、又は制限せいげん すること。

- (4) 労働者ろうどうしゃ を雇用こよう する場合において行おこな う次つぎ に掲げる行為かか こと

ア 労働者ろうどうしゃ の募集ぼしゅう または採用さいよう に当たり、正当せいとう な理由りゆう なく、
応募おうぼ または採用さいよう を拒否まし、又は制限せいげん すること。

イ 正当せいとう な理由りゆう なく、賃金ちんぎん、労働時間ろうどうじかん、配置はいち、昇進しょうしん、降格こうかく、
教育訓練きょういくくんれん、福利厚生ふくりこうせい、その他の労働条件た ろうどうじょうけん について不利ふりな
取扱とりあつか いをすること。

ウ 正当せいとう な理由りゆう なく、解雇かいこ し、又は退職また たいしょく を強きょう 制せい すること

- (5) 教育きょういく を行おこな う場合において行おこな う次つぎ に掲げる行為かか こと

ア 障しょう がいのある人ひと に必要ひつよう と認められる適切みと な指導てきせつ 及び支援しどうおよ しえん
を受ける機会う きかい を提供ていきょう しないこと。

イ 障しょう がいのある人ひと 若しくはその保護者ほごしゃ (学校がっこう 教育法きょういくほう (昭和

22年法律第26号) 第16条) に規定する保護者をいう。以下

同じ。) の意見を聴かず、若しくは意思を尊重そんちよう せず、又はこれら

もの者もの に必要ひつよう な説明せつめい を行おこな わずに、入にゅう 学がく する学校がっこう (同法

第1条) に規定する学校をいう。) を決定けつてい すること。

- (6) 不特定多数の者の利用に供^{ふとくていたすう もの りよう きょう}されている建物^{たてももの た しせつ}その他の施設
 また公共^{また こうきょうこうつうきかん}交通^{しょう}機関^{しょう}を障^{しょう}がいのある人^{ひと りよう}が利用^{ばあい}する場合^{ばあい}におい
 て、正当^{せいとう りゆう}な理由^{りゆう きよひ}なく、その利用^{また せいげん}を拒否^{きよひ}し、又は制限^{また せいげん}すること。
- (7) 不動産^{ふどうさん}の取引^{とりひき}を行^{おこな}う場合^{ばあい}において、障^{しょう}がいのある人^{ひと}又は
 障^{しょう}がいのある人^{しょう}と同居^{ひと どうきよ}する者^{もの}に対して、正当^{せいとう りゆう}な理由^{りゆう}なく、
 不動産^{ふどうさん}の売買^{ばいばい}、賃貸^{ちんたい}、転貸^{てんたい}又は賃借^{また ちんしゃくけん}権^{じょうと}の譲^{きよひ}渡^{きよひ}を拒否^{きよひ}し、
 また制限^{また せいげん}すること。
- (8) 前^{ぜん}各号^{かくごう}に掲^{かか}げるもののほか、正当^{せいとう りゆう}な理由^{りゆう}なく、障^{しょう}がい
 ある人^{ひと}を区別^{くべつ}し、排除^{はいじょ}し、制限^{せいげん}し、その他^{たさべつ}差別^{さべつ}すること。

しゅし かいせつ
【趣旨・解説】

- 「正当^{せいとう りゆう}な理由^{りゆう}なく」という記載^{きさい}がない事項^{じこう}については、法令^{ほうれいとう}等^{とう}に
 よりその実施^{じっし}が求め^{もと}られているものであり、理由^{りゆう}の有無^{うむ}にかかわらず
 してはならないものです。

- 「^{せいとう} ^{りゆう} 正当な理由」とは、^{つぎ} ^{りゆう} 次のような理由です。

(1) ^{ふくし} ^{ていきょう} ^{ばあい} 福祉サービスを提 供 する場合

^{びょうじょう} ^{あつかとう} ^{たいちょう} ^{くず} ^{ばあい} ^{いりょう}
「^病 ^状 の^{悪化}等により^{体調} を崩した場合であって、^{医療}
^{とう} ^{てきせつ} ^{そち} ^{ちゅうだん} ^じ
等 の^{適切} な^{措置}をとるためにサービスを中 断 するとき」、「^事
^{ぎょうしょ} ^{りょうていいん} ^{りょう} ^{もうしこ} ^{おう} ^{ばあい}
業 所 の^{利用}定員 により^{利用}の申 込みに^応じられない^{場合}」
などが^{かんが} 考 えられます。

(2) ^{いりょう} ^{ていきょう} ^{ばあい} 医療 を提 供 する場合

^{ちりょうほうしん} ^{ちりょうないよう} ^{たい} ^{ごうい} ^え ^{ばあい}
「^{治療} ^{方針} や^{治療} ^{内容} に対する^{合意}が^得られない^{場合}」、
^は ^{ちりょうちゅう} ^お ^{ちりょう} ^{けいぞく}
「^歯の^{治療} 中 に^{パニック}を^起こしてしまい、^{治療} を^継続 する
^{こと}により^{口腔} 内 を^傷つけてしまう^{恐れ}があるため、^{身体} の
^{ほご} ^{もくてき} ^{いりょう} ^{ていきょう} ^{いちじてき} ^{ちゅうだん} ^{ばあい}
保護を^{目的} に^{医療} の^提供 を^{一時的} に中 断 する^{場合}」など
が^{かんが} 考 えられます。

(3) ^{しょうひん} ^{はんばいまた} ^{ていきょう} ^{ばあい} 商 品 の販 売 又はサービスを提 供 する場合

^{えいがかん} ^{げきじょう} ^{とう} ^{しょう}
「^{映画館}、^{劇場}、^{コンサートホール}等 において、^障 ^{がい}
^{とくせい} ^{ていきょう} ^{ふかけつ} ^{せいじゃく} ^{こわ} ^た
特性 により、サービス^提供 に^{不可}欠な^{静寂} さを^壊し、^他の
^{かんきやく} ^{たい} ^{ほんらい} ^{ていきょう} ^{こんなん} ^{ばあい}
観客 に対して^{本来} のサービス^提供 が^困難 になる^{場合}」な
どが^{かんが} 考 えられます。ただし、サービス^提供 を^拒否する^{場合}は、
^た ^{りょうしゃ} ^{じゅにんげんど} ^こ ^{あき}
他^の利用者 の^受忍 限度を^超えるものであり、^明らかにサービスの
^{ていきょう} ^{ししょう} ^{まね} ^{じょうきょう} ^{ぐたいてき} ^{せつめい}
提 供 に^支障 を^招く^状 況 であることを^具体的に^説明 する

ひつよう
必要 があります。

(4) 労働者 を雇用する場合

じぎょうしゃ にはどのような者 をどのような条 件 で雇用するかと
事業者 さいよう じゆう じょうれい じぎょう
いった「採用 の自由」があります。この条 例 において、事業
ぬし しょう ひと さいよう ぎむづ
主 に障 がいのある人 の採用 を義務付けるものではありません
しょう ひと たい いったい はいりよ もと
が、障 がいのある人 に対する一定 の配慮 を求めています。そ
なか せいとう りゆう ほじょきき かつよう きんむけいたい かんわ
の中で、正当 な理由 とは、「補助機器の活用 や勤務形態 の緩和
とう おこな ぎょうむ ほんしつ あ ぶぶん おこな
等 を行 ったにもかかわらず、業 務の本質 に当たる部分が行
ばあい はいちてんかんとう こよう けいぞく つと
えない場合」、「配置転換等 による雇用の継続 に努めたにもかか
わらず、業 務を適切 に遂行 することができないと認められる
ぎょうむ てきせつ すいこう みと
場合」などが考 えられる。

(5) 教育 を行 う場合

きょういく おこな ばあい
ここでの教 育 は、学校教 育 を指しています。

(6) 不特定 多数の者 の利用に供されている建物 その他の施設を

しょう ひと りよう ばあい
障 がいのある人 が利用する場合

くるま つうこう しせつとう そんしょう かのうせい
「車 いすによる通行 が施設等 を損傷 させてしまう可能性
ばあい どうろ はば ひろ とう しせつかいしゅう だいたい
がある場合」、「道路の幅 を広げる等 の施設改修 により代替
ふかのう ぶんかてき かし そこ ばあいまた しせつ
不可能な文化的 な価値を損ねてしまう場合又は施設そのものの
きのう そこ ばあい しせつ ろうきゅうか しょう
機能が損なわれてしまう場合」、「施設の老朽 化のため、障 が

いのある人の安全性を確保できない場合」などが考
えられます。

(7) 公共交通機関を障がいのある人が利用する場合

「SL車両等の観光車両を導入しようとした場合であ
って、車両内通路の幅を広げる等の改修を行
うと
だいたいふかのうぶんかてきかちそこかんが
代替不可能な文化的な価値を損ねてしまうとき」などが考
えられます。

(8) 不動産の取引を行う場合

不動産の売買、賃貸借等において、その所有者が自由
に相手方を選び契約締結することは、「契約自由の原則」と
して認められています。しかし、障がいのある人が住居を確保
することは、地域で暮らすために必須であるため、障がいのある
人に対する一定の配慮が求められます。その中で、正当な
理由とは、「建物の物理的な構造上、車いすでは中に
入れない場合」などが考えられます。

・市外からの旅行者等が、市内で差別を受けた場合は、この条例

の対象になりますが、市民が市外で差別を受けた場合は、この条

例の対象にはなりません。

ごうりてきはいりよ ていきょう
(合理的配慮の提供)

だい じょう し しみんおよ じぎょうしゃ しょう ひと けんりりえき
第 7 条 市、市民及び事業者は、障がいのある人の権利利益
しんがい ごうりてきはいりよ おこな
を侵害することのないよう、合理的配慮を行わなければなら
ない。

しゅし かいせつ
【趣旨・解説】

し しみんおよ じぎょうしゃ たい ごうりてきはいりよ ていきょう ぎむづ
・市、市民及び事業者に対して合理的配慮の提供を義務付ける
ものです。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう れいわ ねん がつ ほうかいせい
・障害者差別解消法の令和3年6月の法改正により、これ
どりよくぎむ じぎょうしゃ ごうりてきはいりよ ていきょう
まで努力義務であった事業者による合理的配慮の提供が
ぎむか こうふご ねんいなく しこう じぎょうしゃ
義務化（公布後3年以内に施行）されますが、事業者だけでなく
しみん たい どうよう ぎむづ
市民に対しても同様に義務付けるものです。

だい せつ さべつ じごたいおうさく
第 2 節 差別の事後対応策

そうだん
(相談)

だい じょう なんびと しまた し いたく そうだんきかん いか そうだん
第 8 条 何人も、市又は市が委託する相談機関（以下「相談
きかん
機関」という。）に対し、次に掲げる事項について相談することが
できる。

さべつ かん
(1) 差別に関する事。

(2) 不当な差別的取扱いに関する事。

(3) 合理的配慮に関する事。

(4) 障がいのある人に対する障がいを理由とする言動であつて、当該障がいのある人に不快の念を起こさせるものに関する事。

2 市又は相談機関は、前項の規定による相談を受けた場合は、事実の確認を速やかに行うとともに、必要に応じて次に掲げる対応を行うものとする。

(1) 前項の相談をした者（以下「相談者」という。）、障がいのある人又は支援者（障がいのある人の保護者、保護者以外の家族その他の当該障がいのある人を支援する者をいう。以下同じ。）に対し、必要な説明及び情報の提供を行うこと。

(2) 相談者、障がいのある人又は支援者に対し、相談に関係する行政機関又は利用できる制度を紹介すること。

(3) 相談に関係する行政機関又は利用できる制度の実施主体へ相談に係る事実を通知すること。

(4) 相談に係る当事者の主張の聴取、利害の調整その他解決に向けた調整を行うこと。

(5) 相談者、障がいのある人又は支援者に対して次条第1

こう きてい もうした しえん
項に規定する申立ての支援をすること。

しゅし かいせつ
【趣旨・解説】

- じっさい さべつ お ばあい さべつ う ほう さべつ おこな
・ 実際 に差別が起きた場合、差別を受けた方 と差別を行 ったとき
ほう そうほう たが りかい あ かいけつ こんなん
れる方、双方 がお互いを理解し合っ解決 することは困難 で
す。そのため、公 平 中 立 な立場で相談 に応じる相談 機関及び
ちょうせいいいんかい だい じょう せっち そうほう あいだ はい じご
調 整 委員会（第 13 条）を設置し、双方 の間 に入っ事後
かいけつ はか きほん ちょうせい ばあい
解決 を図ることを基本としつつ、調 整 できなかつ場合は、
きぼう おう じょげんまた もうした しえん おこな
希望にっじて助 言 又はあっせんの申 立ての支援を行 うことを
きてい
規定するものです。

- だい こうだい ごう し じぎょうしゃ さべつ かん じこう だい
・ 第 1 項 第 1 号 は、市・事業 者 における差別に關 する事項、第
ごうおよ だい ごう いっぱんしじん かんけい ふく ふりえき とりあつか
2 号 及び第 3 号 は、一般 私人の關係 を含む不利益な取 扱 い・
ごうりてきはいりよ かん じこう だい ごう いっぱんしじん かんけい ふく
合理的 配慮 に關する事項、第 4 号 は、一般 私人の關係 を含む
しょう ひと たい しょう りゆう げんどう
「障 がいのある人 に対する障 がいを理由 とする言動 であつて、
とうがいしょう ひと ふかい ねん お かん
当該 障 がいのある人 に不快の念 を起こさせるものに関するこ
そうてい
（ハラスメント）」を想定 しています。

- だい こう し いたく そうだんきかん し そうだんしえんじぎょう いたく
・ 第 1 項 の「市が委託する相談 機関」は市が相談 支援事業 を委託
そうだんしえんじぎょうしょ さ そうだんきかん しょう
する相談 支援事業所 を指します。相談 機関では、障 がいの
しゅべつ そうだん ないよう と すべ そうだん おう
種別、相談 の内容 を問わす、全ての相談 にっじます。

- だい こうだい ごう そうだん もの しまた じぎょうしゃ
・ 第 2 項 第 1 号 の「相談 をした者」とは、「市又は事業 者 におけ

差別」と「一般 私人の関係 における差別」に係る全ての相談者
を指します。なお、相談者が匿名 の場合、事実確認 が困難 であ
るため、第 9 条 から第 12 条 に規定する対応 の対象 外 にな
ります。

- 第 2 項 第 2 号 の「関係 する行 政 機関」としては、法務局 の
人権 擁護 部署、労働 基準 監督 署、新潟 県 中 央 福祉 相談
センター、新潟 県 配偶 者 暴力 相談 支援センターなどが考
えられ、「利用できる制度」としては「法テラス（法律 相談 や
訴訟 手続 に関する事項）」や「成年 後見 制度」などを想定 して
います。また、第 3 号 は、相談者 に行 政 機関等 を紹 介 した
場合、その旨 を行 政 機関等 に対し連絡 することを規定 していま
す。

- 第 2 項 第 4 号 の「相談 に係る当事者 の主張 の聴 取、利害
の調 整 その他解決 に向けた調 整」とは、双方 の言い分 をそ
れぞれ聴 取 した上 で、利害を調 整 し、問題 解決 の道筋 を
明らかにすることをいいます。また、一 般 私人の関係 のうち家族の
場合は、虐 待 に該当 すると考 えられることから、「障 がい者
虐待 防止センター（福祉課）」で対応 します。なお、今後は、障
がい者 虐待 防止センターの機能 に差別解 消 に係る調 整

きのう くわ しょう しゃさべつ かいしょう ぎやくたいぼうし
機能を加え、「障 がい者 差別解消 ・ 虐 待 防止センター
ふくしか たいおう よてい
(福祉課)」として対応 していく予定 です。

じょげんまたは もうした
(助言 又はあっせんの申 立て)

だい じょう そうだんしゃ しょう ひとまた しえんしゃ ぜんじょうだい
第 9 条 相 談 者、障 がいのある人 又は支援者 は、前 条 第
こうだい ごう きてい ちょうせいご かいけつ ばあい
2 項 第 4 号 の規定による調 整 後も、な お解 決 されない場合
し たい かいけつ ひつよう じょげんまた もうし
は、市 に対し、その解 決 のために必要 な助言 又はあっせんの申
た いか もうした
立て (以下「申 立て」という。) をすることができる。

2 しえんしゃ もうした ばあい ぜんじょうだい こう
支援者 が申 立てをしようとする場合において、前 条 第 1 項
そうだん とうじしゃ いか とうじしゃ しょう
の相 談 の当事者 (以下「当事者」という。) である障 がいのある
ひと いし はん あき みと もうした
人 の意思に反することが明らかであると認められるときは、申 立
てをすることができない。

3 つぎ かくごう がいとう だい こう もうした
次 の各号 のいずれかに該 当 するときは、第 1 項 の申 立てを
することができない。

(1) ぎょうせいふふくしんさほう へいせい ねんほうりつだい ごう た
行 政 不服 審査法 (平成 26 年 法律 第 68 号) その他の
ほうれい しんさせいきゅう た ふふくもうした また
法令 により審査請 求 その他の不服申 立てができるとき又は
とうがいふふくもうした きかん けいか
当該 不服申 立てができる期間が経過したとき。

(2) もうした げんいん じじつ ひ けいぞく こうい
申 立ての原因 となる事実のあった日 (継続 する行為にあ
っては、その行為の終 了 した日) から 3 年 を経過していると

き（3年を経過するときまでに申立てをしなかったことにつきやむを得ない理由があるときを除く。）。

(3) 現に犯罪の捜査の対象となっているとき。

【趣旨・解説】

相談機関が双方の調整を行ったにもかかわらず解決が図られなかった場合、市に対し、助言又はあっせんの申立てをすることができるとを規定するものです。

第2項の支援者による申立ては、あくまでも当事者の意思を尊重したものであることが前提になります。

「助言」とは、関係者の一方に対して、公正・中立な立場から行う解決案の提示のことをいいます。

「あっせん」とは、関係者の双方に対して、公正・中立な立場から行う解決案の提示のことをいいます。

一般私人の関係における差別やハラスメントは、助言又はあっせんの申立ての対象にはなりません。隣人関係の場合は、どちらの言い分が正しいのかの特定が困難であり、こうした一般私人の間での権利義務関係については民法により解決を図るべきものであると考えています。また、家族の場合は、虐待に

該当すると考えられることから、差別ではなく虐待としての

たいおう
対応 になります。

ちょうさ
(調 査)

だい じょう し もうした ばあい とうがいもうした かか
第 10条 市は、申 立てがあつた場合は、当該 申 立てに係る
じじつ ちょうさ おこな また そうだんきかん ひつよう ちょうさ
事実について調 査を行 い、又は相談 機関に必要な調 査を
おこな
行 わせることができる。

ぜんこう ちょうさ たいしょう もの せいとう りゆう ばあい
2 前項 の調 査の対象 となる者は、正当 な理由がある場合を
のぞ どうこう ちょうさ きょうりよく
除き、同項 の調査 に協 力 しなければならない。

しゅし かいせつ
【趣旨・解説】

じょげんまた もうした ばあい おこな じじつちょうさ
・助言 又はあつせんの申 立てがあつた場合に行 われる事実調査
きてい
について規定するものです。

せいとう りゆう さいがい きゅうびょう ちょうきにゆういん せいめい
・「正当 な理由」とは、災害 や急 病 、長 期入 院 など生命
しんたい きけん およ え じじょう ばあい さし
や身体 に危険が及んでいるやむを得ない事情 がある場合を指しま
す。

じょげんまた
(助言 又はあつせん)

だい じょう し ぜんじょうだい こう ちょうさ けっか ひつよう
第 11条 市は、前条 第 1項 の調査 の結果、必要 があると
みと ばあい さんじょうししょう りゆう さべつかいしょう
認める場合は、三 条 市障 がいを理由とする差別解 消 のため

ちょうせいいいんかい いか ちょうせいいいんかい たい どうじしゃ
の調 整 委員会 (以下「調 整 委員会」という。)に対し、当事者
たい じょげんまた ようひおよ ないよう しもん
に対する助言 又はあっせんの要否及び内容 について諮問するも
のとする。

2 ちょうせいいいんかい ぜんこう しもん かか しんぎ ひつよう
調 整 委員 会は、前項 の諮問に係る審議のために必要 があ
ると認める場合は、当事者 その他の審議に必要な者 に対し、その
しゅつせき もと せつめいも いけん き また しりょう ていしゅつ
出 席 を求めて説 明 若しくは意見を聴き、又は資料 の提 出 を
もと
求めることができる。

3 し ちょうせいいいんかい いけん そんちょう どうじしゃ たい
市は、調 整 委員会 の意見を尊重 し、当事者 に対し、
じょげんまた おこな
助言 又はあっせんを行 うものとする。

しゅし かいせつ
【趣旨・解説】

- じょげんまた てつづき きてい
・助言 又はあっせんの手続 について規定するものです。
- ちょうせいいいんかい こうせいいいん かんけい じぎょうしゃ じょげん
・調 整 委員会 の構 成 員 と関係 のある事業 者 などが、助言
また もうした たいしょう ばあい かんけい いいん
又はあっせんの申 立ての対 象 となった場合には、関係 する委員
のぞ いいん しんぎ ちゅうりつせい たも
を除く委員 で審議するなど、中 立 性 を保つこととしています。

かんこくおよ じじつ こうひょう
(勧告 及び事実の公表)

だい じょう し ぜんじょうだい こう きてい じょげんまた
第 12条 市は、前条 第 3項 の規定により助言 又はあっせんを
おこな ばあい さべつ みと もの せいとう りゆう
行 った場合において、差別をしたと認められる者 が正当 な理由

なくその助言 又はあつせんに従 わず、必要 と認めるときは、これらに従 うよう勧告 することができる。

2 市は、前項 の規定による勧告 を受けた者が正当 な理由なく当該 勧告 に従 わない場合において、必要 と認めるときは、その旨 を公表 することができる。

3 市は、前項 の規定による公表 をしようとする場合は、公表 に係る者 に対しあらかじめその旨 を通知し、その者 又はその代理人 に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、これらの者 が正当 な理由なく市の定める期日までに意見を述べない場合は、直ちに前項 の規定による公表 をすることができる。

【趣旨・解説】

- ・市による勧告 及び事実の公表 について規定するものです。
- ・「必要 と認めるとき」とは、非常に悪質 な差別を行 った場合をいいます。

公表 する内容は、勧告 を受けた事業者 等の氏名や住所、勧告 の内容を想定 しています。また、これは最終 的な対応であり、社会的 制裁 の機能を有することから、公表 に際し、あらかじめ勧告 を受けた者 に対して意見陳述 の機会を付与することとしています。

ちょうせいいんかい せっちとう
(調 整 委 員 会 の 設 置 等)

だい じょう し さべつ かか ふんそう かいけつ はか もくてき
第 13 条 市は、差別に係る紛争 の解決 を図ることを目的 とし

ちょうせいいんかい せっち
て、調 整 委 員 会 を設置する。

ちょうせいいんかい しょしょう じむ だい じょうだい こう きてい
2 調 整 委 員 会 が所掌 する事務は、第 11 条 第 1 項 の規定
しもん おう しんぎ
による諮問に依りて審議することとする。

ぜん こう さだ ちょうせいいんかい そしきおよ うんえい
3 前 2 項 に定めるもののほか、調 整 委 員 会 の組織及び運営
かん ひつよう じこう きそく さだ
に関し必要 な事項は、規則で定める。

しゅし かいせつ
【趣旨・解説】

ふんそうかいけつきかん ちょうせいいんかい きてい
・紛争 解決 機関である調 整 委 員 会 について規定するものです。

ちょうせいいんかい じよげんまた もうした じあん さべつ
・調 整 委 員 会 では、助言 又はあっせんの申 立て事案が差別に

あ
当たるかどうかを判断 します。

しもん だい じょうだい こう しんぎ もと
・「諮問」とは、第 11 条 第 1 項 の審議の求めをいいます。

しんぎ だい じょうだい こう しんぎ ひつよう もの たい じじつ
・「審議」とは、第 11 条 第 2 項 の審議に必要な者 に対する事実

かくにん しんぎ
確認 ・審議をいいます。

だい こう きそく さだ じこう いいんすう いいんこうせい かいちょう
・第 3 項 の「規則で定める」事項は、委員数 、委員構成 、会 長 の

せんしゅつ かん そうてい
選出 などに関することを想定 しています。

だい しょう きょうせいしゃかい じつげん む きほんしきく
第 4 章 共生 社会 の実現 に向けた基本施策

しゅし かいせつ
【趣旨・解説】

きょうせい しゃかい じつげん む しょう しゃけいかく しょう ふくし
共生 社会 の実現 に向け、障 がい者 計画 、障 がい福祉
けいかくおよ しょう じふくしけいかく もと とりくみ にいがたけんふくし
計画 及び障 がい児福祉計画 に基づく取組 、また、新潟 県 福祉
のまちづくり条 例 に基づく取組 のほか、既存の障 がい福祉制度
とう によるサービスを補完するために必要 な視点を規定するものです。

じょうほう しえん
(情報 ・コミュニケーション支援)

だい じょう し しょう ひと みずか せんたく いし そつう
第 14 条 市は、障 がいのある人が自 ら選択 する意思疎通の

しゅだん りょう いし そつう しゅだん ふきゅうけいはつおよ りょう
手段 を利用できるよう、意思疎通の手段 の普及 啓発 及び利用

かくだい しえん いし そつう かか そうだん うけつけおよ
の拡大 を支援するとともに、意思疎通に係る相談 の受付 及び

しえん おこな
支援を行 うものとする。

2 市及び事業者 は、意思疎通を図ることが困難 な障 がいのある

ひと たい にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな うえ ひつよう
る人 に対し、日 常 生活 又は社会 生活 を営 む上で必要 な

およ じょうほう ていきょう ばあいなら いし そつう はか
サービス及び情 報 を提 供 する場合並びに意思疎通を図ること

こんなん しょう ひと じょうほう う ばあい しょう
が困難 な障 がいのある人 から情 報 を受ける場合は、その障

とくせい りかい ごうりてきはいりよ おこな
がいの特性 を理解し、合理的 配慮 を行 うものとする。

3 市は、障 がいのある人が情 報 を円滑 に取得 することがで

きるようにするため、多様な意思疎通の手段による情報提供に努めるものとする。

- 4 市は、災害時その他の緊急時に、障がいのある人に対し、その障がいの特性に応じた支援を行うとともに、意思疎通を図ることが困難な障がいのある人に対し、その障がいの特性に応じた情報提供を行うものとする。

【趣旨・解説】

- ・ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年法律第50号）の趣旨を踏まえ、情報提供・意思疎通における市の施策について規定するものです。

- ・ 第1項の「意思疎通の手段」とは、点字や手話、要約筆記などを行い、「意思疎通に係る相談の受付及び支援」とは、手話奉仕員、要約筆記奉仕員等の派遣による支援などをいいます。

- ・ 第4項の「障がいの特性に応じた支援」とは、補助犬同伴による避難の想定のほか、手話、筆談、手指の動き（指差しを含む）や表情などから意思や状況を確認するためのコミュニケーション支援ボードなどにより意思疎通を図るとともに、必要な情報を障がいの状態に応じて提供していくものです。

しゅうちけいはつ じっし
(周知 啓発 の実施)

だい じょう し しみんおよ じぎょうしゃ しょう およ しょう
第 15条 市は、市民及び事業者の障がい及び障がいのある
ひと たい りかい ふか しょう ひとまた しえんしゃ
人に対する理解を深めるため、障がいのある人又はその支援者が
そしき だんたい きょうどう けいはつかつどう たひつよう とりくみ
組織する団体と協働して、啓発活動その他必要な取組を
すいしん
推進するものとする。

2 し とも まな そだ あ きょういく じゅうようせい こうりよ ようじ
市は、共に学び育ち合う教育の重要性を考慮し、幼児、
じどう せいとまた がくせい しょう およ しょう ひと たい
児童、生徒又は学生が障がい及び障がいのある人に対する
りかい ふか ひつよう とりくみ じっし
理解を深められるよう、必要な取組を実施するものとする。

しゅし かいせつ
【趣旨・解説】

- しょう しょう ひと たい しみん りかい ふか
・障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるための
しゅうち けいはつ さだ
周知啓発について定めています。
- しょう とくせい りかい そくしん あわ しんたいしょうがいしゃほじょけん
・障がいの特性への理解の促進と併せ、身体障害者補助犬
ほう しんぼう しゅし だいひつ そうさしえん
法、バリアフリー新法などの趣旨、代筆やタッチパネル操作支援
も こ さくせい しょう じにん
などを盛り込んだパンフレットの作成のほか、障がい自認のない
ほう ひび とりくみ そうてい
方にも響くような取組などを想定しています。
- だい こう そうごりかい すす うえ ようしょうき とりくみ
・第 2 項は、相互理解を進めていく上で、幼少期からの取組が
きわ じゅうよう きほんてき かんが もと ひつよう とりくみ
極めて重要であり、こうした基本的な考えの下、必要な取組
すす きてい
を進めていくことを規定するものです。

しゃかいさんか そくしん
(社会 参加の促進)

だい じょう し しょう ひと ぶんか げいじゅつかつどう
第 16 条 市は、障 がいのある人が文化芸術 活動、スポーツ、
レクリエーションその他の活 動 に参加する機会を確保するととも
しょう ひと のぞ かつどう さんか しえん
に、障 がいのある人が望む活動 への参加を支援するものとする。

しゅし かいせつ
【趣旨・解説】

しょう うむ のぞ かつどう さんか かのう
障 がいの有無にかかわらず、望む活動 への参加を可能にしていく
かつどうきかい かくほ あわ さんか ひつよう しえん
ため、活動 機会の確保と併せ、参加するために必要 な支援をしてい
きてい
くことを規定するものです。

こうりゅうきかい そうしゅつ
(交流 機会の創出)

だい じょう し しょう ひと ひと そうごりかい そくしん
第 17 条 市は、障 がいのある人とない人 との相互理解を促進
こうりゅうきかい そうしゅつまた かくだい はか ひつよう
するための交 流 機会の創 出 又は拡大 が図られるよう、必要
とりくみ しえん
な取組 を支援するものとする。

しゅし かいせつ
【趣旨・解説】

しょう たい そうごりかい すす しょう みぢか そんざい
障 がいに対する相互理解を進めるため、障 がいを目撃可能な存在 と
う と さまざま こうりゅうきかい そうしゅつ ひつようせい
して受け止められるよう、様々 な交 流 機会の創 出 の必要性 と
あわ じつげん む し しえん きてい
併せ、その実現 に向けて市が支援していくことを規定するものです。

しんりてきしえん
(心理的 支援)

だい じょう し しょう ひと しょう ひと かぞくおよ
第 18 条 市は、障 がいのある人、障 がいのある人 の家族及び
これらの者 に関わる周囲 の者 の抱える問題 や悩みなどに対し、
せんもんてき ちしき ぎじゆつ もち じよげん おこな ところ ふたん
専門的 な知識 や技術 を用いて助言 を行 い、心 の負担
けいげん はか
軽減 を図るものとする。

しゆし かいせつ
【趣旨・解説】

- しょう ふくし じりつしえん ちゆうしん
・障 がい福祉サービスでは自立支援が中 心 となっていることから、
しょう がいのある人 の生きづらさや周 囲の悩みに対するカウンセリ
ングを通じて心 の負担軽減 を図り、行 動 意欲 を促進 していく
ものです。
- ・カウンセリングは、カウンセラーに話すことにより、きも らく
る効果と併せ、自分を客 観 視できることから、自分の抱えていた
きも かんが かつ こうどう かんきょうよういん き つ
気持ちや考 え方、行 動 パターンや環 境 要因 などに気が付くこ
とができます。さらに、カウンセラーからのアドバイスにより、たいけん
をどのように捉え、今後自分がどう働いていったらよいのか、どう
生きていったらよいのか、ストレスにどのように対処 していったらよ
いのか、自分をどうマネジメントしていくかということを習 得 する
ことができ、まえすす うえ ふかけつ ようそ かんが
ことができ、前 に進んでいく上 では不可欠な要素 であると考 えて
います。

にんしょう
(認証)

だい じょう し きょうせいしゃかい じつげん む とりくみ せっきょくてき
第 19 条 市は、共 生 社会 の実現 に向けた取組 を積極 的
じっし じぎょうしゃ きょうせいしゃかいすいしんきぎょう にんしょう
に実施する事業 者を共 生 社会 推進 企業 として認証
するものとする。

しゅし かいせつ
【趣旨・解説】

しょう ひと はいりょ とりくみ りかい ふか とりくみ おこな
障 がいのある人 に配慮 した取組 や理解を深める取組 を行 っ
てい じぎょうしゃ しみん しゅうち もはん じぎょうしゃ おうえん
ている事業 者を市民に周 知し、模範となる事業 者を応 援する
とともに、事例の紹 介を通じて取組 を推進 していくものです。

きょうぎ かい せっち
(協 議会 の設置)

だい じょう し ほうだい じょうだい こう きてい もと さんじょうし
第 20 条 市は、法 第 17 条 第 1 項 の規定に基づき、三条市
ちいきじりつしえんきょうぎ かい いか きょうぎ かい せっち
地域自立支援協 議会 (以下「協 議会」という。)を設置する。

きょうぎ かい つぎ かか じこう きょうぎ おこな
2 協 議会 は、次 に掲げる事項について協 議を行 う。

さべつ かいしょう ひつよう とりくみ けんとうおよ ていげん
(1) 差別を解 消 するために必要 な取組 の検討 及び提言 に
かん じこう
関する事項

さべつ かいしょう ひつよう しさく じっしじょうきょう かくにん
(2) 差別を解 消 するために必要 な施策の実施状 況 の確認

およ みなお ていげん かん じこう
及び見直しの提言 に関する事項

(3) 差別を解消する取組を効果的かつ円滑に行うために
必要事項

【趣旨・解説】

- 本条は、障害者差別解消法に基づく、障害者差別解消支援地域協議会の設置について規定するものです。
- 三条市地域自立支援協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定により、地域の障がい福祉に関するシステムづくりにおいて中核的な役割を果たす協議会の場として設置しているものです。こうした当該協議会の機能を踏まえ、障害者差別解消支援地域協議会を別に設けるのではなく、役割を兼ねることで総合的な推進を図っていくことと
しています。

第5章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

検討経過等

1 タウンミーティングの実施

障がい者及びその保護者、自助活動団体等を対象に、「障がいを理由とした差別や偏見を感じた出来事」「日常生活において配慮がほしいと感じていること」をテーマに、タウンミーティングを行い、障がい者に対する差別事例のほか、現状及び課題を把握しました。

- (1) 実施対象 自助活動団体等（7団体・個人 525人）
- (2) 実施期間 令和4年1月12日～3月31日
- (3) 実施方法 対面での意見交換及び書面による回答

2 「(仮称) 障がい者の合理的配慮条例」条例制定検討委員会による検討

障がいのある方が、様々な場面において障がいを理由に諦めることなく自分らしい生き方を選択できるような環境を整えることを目的とした(仮称)障がい者の合理的配慮条例の制定に向けた検討を行うため、「(仮称) 障がい者の合理的配慮条例」条例制定検討委員会を設置し、条例案の取りまとめを行いました。

開催日		内容
第1回	令和4年 5月 27日	現状と課題の共有 (タウンミーティングの結果と各事業所等の現状の共有)
第2回	7月 29日	目指すべき姿とその実現に必要な視点① (差別だと受け取られる事象が生じる背景を踏まえた条例の目的(目標)の整理)
第3回	10月 28日	目指すべき姿とその実現に必要な視点② (条例の名称、素案(規定する内容)の検討)
第4回	12月 23日	条例案の取りまとめ

3 三条市地域自立支援協議会との協議

条例案の取りまとめに当たっては、地域の障がい福祉に関するシステムづくりにおいて中核的な役割を果たす協議の場である三条市地域自立支援協議会と協議を行い、意見等を反映しました。

開催日	内容
令和4年 6月 2日	タウンミーティングの結果と各事業所等の現状の共有
7月 19日	現状の課題に対する考え方の整理
10月 5日	第2回検討会での検討結果を踏まえた協議
11月 29日	第3回検討会での検討結果を踏まえた協議
12月 13日	第3回検討会での検討結果を踏まえた最終協議

「（仮称）障がい者の合理的配慮条例」条例制定検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 障がいのある方が、様々な場面において障がいを理由に諦めることなく自分らしい生き方を選択できるような環境を整えることを目的とした（仮称）障がい者の合理的配慮条例の制定に向けた検討を行うため、「（仮称）障がい者の合理的配慮条例」条例制定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、市長の求めに応じ、次の事項について検討し、意見を述べるものとする。

- (1) （仮称）障がい者の合理的配慮条例の制定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

（組織）

第3条 委員会は、委員19人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 幼児教育の関係者
- (3) 学校教育の関係者
- (4) 高齢者支援団体の関係者
- (5) 医療機関の関係者
- (6) 公共交通機関の関係者
- (7) 市内企業の関係者
- (8) 自治会長
- (9) 民生委員
- (10) 公募により選任された者
- (11) その他市長が適当と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

（委員長等）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

（意見の聴取等）

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

「(仮称) 障がい者の合理的配慮条例」 条例制定検討委員会委員名簿

	所属(団体名)	職名	氏名	備考
1	新潟医療福祉大学	教授	丸田 秋男	委員長
2	新潟県弁護士会	三条市権利擁護アドバイザー、 三条市地域自立支援協議会委員	中澤 泰二郎	
3	(同) オフィスMAZEK OZE	代表	佐藤 絵美	
4	三条市私立幼稚園・ 認定こども園連盟	聖公会聖母子ども園園長	渡辺 龍子	
5	三条市私立保育園・ 認定こども園連盟	松葉幼稚園園長	藤波 法英	
6	三条市保育研究会所長部 会	月岡保育所長	小林 文香	
7	三条市小学校長会	三条市立大面小学校長	小越 智教	
8	三条市中学校長会	三条市立第四中学校長	吉田 勇一	
9	新潟県高等学校長協会 三条・燕・加茂地区	新潟県立三条高等学校長	内田 卓利	
10	三条市介護支援専門員連 絡会	居宅介護支援センター うらだての里管理者	佐藤 拓	
11	三条市医師会	事務長	大平 勲	
12	三条市公共交通協議会	三条市タクシー協会会長	西山 丈基	
13	アークランズ株式会社	管理本部総務部 総務・人事・給与 主任	小山 しおり	副委員長
14	株式会社マルト長谷川工 作所	執行役員	外山 英一	
15	三条市自治会長協議会	三条市自治会長協議会 栄地区連絡員	島影 正幸	
16	三條市民生委員児童委員 協議会	三條市民生委員児童委員協議会 副会長	田代 正	
17	一般公募		弥久保 茂	
18	一般公募		川村 優子	
19	一般公募		大橋 清二	